

**NPO法人 加古川総合スポーツクラブ
ファミリー会員入会申込書**

入会クラブ	加古川東総合スポーツクラブ		
住所	〒 —		
電話番号	() —	FAX	
会員番号(事務局記入)	男・女	希望するスポーツ (複数可)	
ふりがな			
氏名		生年月日(年齢)	T S H 年 月 日()
会員番号(事務局記入)	男・女	希望するスポーツ (複数可)	
ふりがな			
氏名		生年月日(年齢)	T S H 年 月 日()
会員番号(事務局記入)	男・女	希望するスポーツ (複数可)	
ふりがな			
氏名		生年月日(年齢)	T S H 年 月 日()
会員番号(事務局記入)	男・女	希望するスポーツ (複数可)	
ふりがな			
氏名		生年月日(年齢)	T S H 年 月 日()
会員番号(事務局記入)	男・女	希望するスポーツ (複数可)	
ふりがな			
氏名		生年月日(年齢)	T S H 年 月 日()

自己の健康管理に留意し、NPO法人加古川総合スポーツクラブ定款及び所属クラブ規約を遵守することを誓約の上、入会申し込み致します。

平成 年 月 日

氏名(代表者署名) _____ 印

※活動中に発生した事故・怪我等については、障害保険によるもののほかは本クラブは一切責任を負いません。
NPO法人 加古川総合スポーツクラブ定款(抜粋)

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 (1) 退会届の提出をしたとき。
 (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
 (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 (4) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。
 (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入